

昭和六十一年一月三十一日受領
答 弁 第 一 七 号

内閣衆質一〇三第一七号

昭和六十一年一月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

衆議院議長 坂田道太殿

衆議院議員部行雄君提出捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第六十七条の誤訳に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員渡部行雄君提出捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュ

ネーヴ条約第六十七条の誤訳に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約第六十七条の邦語訳に関しては、本件条約の作成経緯等を鋭意調査しているが、更に調査を行う必要があると思料され、最終的な結論を得るに至っていない。

右答弁する。